

参 加 差 押 財 産 引 渡 依 頼 書

滞 納 者	住 所（所在地）					
	氏 名（名 称）					
参 加 差 押 え を し た 執 行 機 関 名						
引 渡 し する 差 押 財 産	名 称	数 量	性 質	所 在	差押年月日	
保 管 者	住 所（所在地）					
	氏 名（名 称）					
引 渡 場 所				備 考		
引 渡 方 法						
上記のとおり、あなたが保管している差押財産を参加差押えをした執行機関に引き渡してください。 （根拠法令－国税徴収法施行令第39条第2項）						
年 月 日						
美唄市長 印						
氏 名 保管人の 又は名称 様						

注意 1 この処分について不服がある場合には、この調書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市（訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

摘要 1 この依頼書は、保管者に送付するものではなく、「参加差押財産引渡通知書」に添付して、差押の効力を生ずべき参加差押を執行移期間に送付するものであるから、注意すること。

2 この依頼書は、「備考」欄を除き、「参加差押財産引渡通知書」と併せて複写により作成すること。